

# 予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和5年10月19日(木) 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員17名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・白井主査
8. 協議事項  
9月定例会本会議(9月29日)から付託された事件(議案1件)
9. 傍聴者 1名

## 会議の概要

- ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前10時9分
- ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和5年10月19日

予算決算常任委員長

吉津弘之

記録調製者

白井陽子

**吉津委員長** 本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。これより 9 月定例会議案第 20 号「令和 4 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。各分科会における審査の経過について、報告を求めます。総務産業分科会副会長田村大治郎委員。

**田村委員** 予算決算常任委員会総務産業分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。令和 5 年 9 月 29 日に開催された予算決算委員会において分担された、9 月定例会議案第 20 号「令和 4 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、総務産業委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。分科会を 10 月 3 日及び 10 月 6 日に市役所 5 階第 3 委員会室において開催し、委員の出席をはじめ、執行部には副市長、関係部課長の出席を求め、吉津弘之分科会長が議事を進行しました。審査は、10 月 3 日に、議会事務局、企画総務部、各支所、会計課、消防本部、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局が所管する費目の審査を行い、10 月 6 日には経済観光部、建設部及び農業委員会が所管する費目について審査を行いました。審査の経過については、すでにお手元に配布しております会議録のとおりであります。特に次の事項についてご報告申し上げます。

合併特例債に関して、委員から「本市の発行可能額と今後の方針について」質疑があり、執行部から「合併特例債は、事業費に対して 95%まで借入れが可能で、元利償還金の 70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される、いわゆる有利な地方債である。本市の発行可能額は、建設事業に対するものが 176 億 9,410 万円、基金に対するものが 22 億 9,590 万円の合計 199 億 9,000 万円であり、活用期限は令和 6 年度となっている。今後活用期限が迫る中で、発行可能額を余すことのないよう、仙崎公民館や油谷支所、西消防署の建築等へ活用したい」との答弁がありました。

一般管理費の「職員研修事業」に関して、委員から「研修受講者の選定について」質疑があり、執行部から「職位の指定や、一般的に募ることにより均等に受講できるよう努めている。自発的に学ぶ機会を捉えて自己研鑽をしていただきたいが、研修の内容によっては各課に割り振っているものもある」との答弁がありました。

次に、文書広報費の「シティプロモーション事業」に関して、委員から「SNS を活用した情報発信に対する評価について」質疑があり、執行部から「紙面等では行き届かない層への情報発信ができたと考えている。今後は、SNS が持つ特性に応じた投稿により、さらなるアウトプロモーション及びインナープロモー

ションに取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、財産管理費の「市有財産利活用事業」に関して、委員から「老朽化した遊休施設を解体する際の優先順位について」質疑があり、執行部から「解体については長門市公共施設等総合管理計画第 2 次アクションプランに基づき、施設所管課が実施している。令和 4 年度実施の旧川尻小学校については、校舎隣の川尻体育館の利用者等の安全確保のため、計画を前倒し、優先的に解体撤去を行った」との答弁がありました。

次に、企画費の「定住促進対策事業」に関して、委員から「移住者数の増加に関して、本市が選ばれている理由及び見解について」質疑があり、執行部から「本市に移住を希望される方は、長門市の自然や人、雰囲気の魅力を感じて来られる方が多い。その中で、移住者の定住支援として、一人一人に寄り添ったサービス、相談を丁寧続けてきた。さらに各種補助金等支援制度の充実に加え、情報発信ツール等の活用や都市圏での PR が移住者の増加につながったと分析している」との答弁がありました。

次に、電算管理費の「デジタルトランスフォーメーション推進事業」に関して、委員から「キャッシュレス決済端末導入による効果と見解について」質疑があり、執行部から「クレジットカードやスマホのアプリ等により、非接触で容易に決済ができ、利用者の利便性向上が図られた。使いやすいという職員の声を受け、さらに検証した上で出張所等への導入も検討していきたい」との答弁がありました。

次に、農業振興費の「有害鳥獣捕獲・駆除・被害防止等対策事業」に関して、委員から「ジビエの利用促進及び受入れ施設の充実に関する取組と課題について」質疑があり、執行部から「処理加工施設は有害鳥獣の捕獲頭数報告及び廃棄物処理を行っているが、廃棄物処理にかかる経費の一部を補助することにより、ジビエの利用促進を図った。市内飲食店でのジビエ活用をより一層推進することが課題と認識している」との答弁がありました。

次に、林業振興費の「林業成長産業化推進事業」に関して、委員から「素材生産量の拡大、木材需要の確保・拡大及び市有林の有効活用の取組について」質疑があり、執行部から「林政アドバイザー業務において、長門市林業・木材産業成長産業化推進協議会の支援を受けながら、木材の需要を想定した域内サプライチェーンの構築に取り組んだ。また、長門市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針に基づいて市有林の主伐、再造林を推進し、地元木材の積極的な活用を図った」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の「コロナ禍における燃油価格・物価高騰対策事業」に関して、委員から「事業全体の総括について」質疑があり、執行部から「物価高騰、コロナ対策として、市民及び事業者の経費の負担軽減、中小事業者に対する支援

や市内消費者の需要喚起等ができたと考えており、総じて地域の活性化には一定程度寄与したものと考えている」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の「戦略的産業基盤強化事業」に関して、委員から「情報関連企業等を対象とするサテライトオフィストライアル体験の事業実績について」質疑があり、執行部から「令和3年度に実施した実現可能性調査により抽出した福岡県内の情報関連企業等 27 社に対してダイレクトメールにて情報提供を行ったが、トライアルを希望する企業はなかった」との答弁がありました。

次に、観光振興費の「集客イベント重点支援事業」に関して、委員から「補助金の効果を検証するための観光消費額報告書の活用について」質疑があり、執行部から「令和4年度は関係団体に提出を求めているが、今後は公益性や妥当性、有効性、公平性、公共性等を担保しながら、統一した考え方でつくられた根拠資料をもとに補助金を交付していきたい」との答弁がありました。

次に、道路橋梁新設改良費の「自然災害防止事業」に関して、委員から「地元住民及び関係機関との調整について」質疑があり、執行部から「定期的に元乃隅周辺道路の渋滞緩和対策意見交換会を開催し、地元住民には工事施工前に工事内容や交通規制の内容、誘導員の配置等について文書で周知を行っている。また、交通事業者等の関係機関に対しても規制等の周知を徹底した」との答弁がありました。

その他の費目については、特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で、予算決算常任委員会総務産業分科会の報告を終わります。

**吉津委員長** これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、総務産業分科会報告に対する質疑を終わります。次に、文教厚生分科会副会長綾城美佳委員。

**綾城委員** おはようございます。それでは、予算決算常任委員会文教厚生分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。令和5年9月29日に開催された予算決算委員会において分担された、9月定例会議案第20号「令和4年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、文教厚生委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。分科会を10月4日及び10月11日に市役所5階第3委員会室において開催し、委員の出席をはじめ、執行部には副市長、教育長、関係部課長の出席を求め、吉津弘之分科会長が議事を進行しました。審査は、10月4日に、教育委員会及び地域福祉課が所管する費目の審査を行い、10月11日には市民生活部及び地域福祉課を除く健康福祉部が所管する費目について審査を行いました。審査の経過については、すでにお手元に配布しております会議録のとおりであります。特に次の事項についてご報告いたします。

市民活動推進費の「出会い創出支援事業」に関して、委員から「行政が行う必

要性について」質疑があり、執行部から「晩婚化、未婚化が地域課題となっており、成婚に向けた事業を行うことで、人口減少に歯止めをかけたいという思いで取り組んでいる。3年という区切りの中で、もう一度精査しながら事業展開したい」との答弁がありました。

次に、「戸籍住民基本台帳費」に関して、委員から「マイナンバーカード普及促進の成果について」質疑があり、執行部から「市内の大型商業施設や企業、施設等への出張申請サポートを行った結果、令和4年度末現在のマイナンバーカード交付率は78.03%で県内13市のうち3位、交付申請率は87.6%で5位となった。交付率の増加に伴い、住民票等のコンビニ交付件数は、前年度の2倍以上となっている」との答弁がありました。

次に、社会福祉総務費の「成年後見制度利用促進事業」に関して、委員から「新たに権利擁護支援推進員を配置したことに対する評価について」質疑があり、執行部から「令和4年度に受理した相談33件のうち、権利擁護支援推進員による相談対応につなげたケースは18件であり、専門性が高く、多岐に渡る相談などを受けている。また、後見業務の経験を生かし、個別の状態に応じた助言などを行えたことから、本人や支援者の不安を払拭することにつながったと評価している」との答弁がありました。

次に、社会福祉総務費の「避難行動要支援者支援システム導入事業」に関して、委員から「実効性のある個別避難計画作成にあたり必要となる関係機関との連携について」質疑があり、執行部から「災害時にできる限り犠牲を少なくするには、「自助・共助・公助」の支援体制の構築が必要となる。関係機関が連携し、それぞれの役割を分担して取り組めるよう検討を重ねている」との答弁がありました。

次に、老人福祉費の「総合相談支援事業費」に関して、委員から「事業に対する評価及び専門職の人材確保について」質疑があり、執行部から「地域包括支援センターの運営については、地域包括支援センター運営協議会の中で事業報告を行い、評価を受けており、支援を希望する対象者へ一定の措置ができたと考えている。専門職の人材確保は、地域包括支援センターだけではなく市内の各施設や事業所においても苦慮している状況であり、令和4年度に介護人材確保協議会を立ち上げ、長門市全体の介護人材の確保に向けた協議を行っている」との答弁がありました。

次に、児童福祉総務費の「地域子育て支援センター事業」に関して、委員から「利用者数の減少理由及び関係機関との連携について」質疑があり、執行部から「出生者の減少に加え、低年齢での就園を希望する保護者もいることから、利用者数が減少したと考えている。また、令和4年度は長門市社会福祉協議会に運営委託しているファミリーサポートセンターによる預かり保育を試行的に支援

センターで実施し、両サービスの利用促進となる取組を実施した」との答弁がありました。

次に、保育園費の「公立保育所運営費」に関して、委員から「保育士の確保について」質疑があり、執行部から「保育士の配置は、国が示す保育所等運営基準に基づき、保育の質や子どもの安全確保、保育士の労働環境や各園の利用定員なども十分に考慮しながら適切に配置している。しかしながら昨今、保育士の確保については大変苦慮しているところであり、令和4年度においても保育実習生への声掛け等を実施した」との答弁がありました。

次に、保健衛生総務費の「健幸百寿プロジェクト推進事業」に関して、委員から「低執行率となった要因について」質疑があり、執行部から「コロナ禍により、会議やイベントなどの開催を見合わせたことが主な要因と考えている。令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが5類感染症へと見直されたことに伴い、イベント開催等に係る各種制限が終了したことから、参加者増加に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、母子保健事業費の「母と子の健康診査事業」に関して、委員から「低受診率となった妊婦歯科健康診査への対応について」質疑があり、執行部から「母子健康手帳交付時や妊娠後期面談の際に受診勧奨を行い、未受診者へは個別に受診勧奨の通知を行っている。また、令和4年度に導入した母子健康手帳アプリ「母子モ」でも妊娠16週頃に通知を行い、受診率向上に努めた」との答弁がありました。

次に、「塵芥処理費」に関して、委員から「ごみステーション整備費補助金の事業実績と補助上限額の見直しについて」質疑があり、執行部から「令和4年度は15基、64万9,200円の補助を行った。更新や追加の際に地元負担が発生することから、財源の確保が困難な自治会においては整備が進めづらい状況もある。令和2年度に補助上限額を3万円から5万円に増額したところであり、当面は現行制度での運用でご理解いただきたい」との答弁がありました。

次に、文化財保護費に関して、委員から「次世代を担う子どもたちへの地域文化継承に対する認識について」質疑があり、執行部から「地域文化、文化財は長門市の誇るべき宝であり、特に次世代を担う子どもたちには、郷土の文化や文化財に親しみを抱き、大切に守り伝えていこうとする姿勢を培うことが大事だと考えている」との答弁がありました。

次に、公民館費に関して、委員から「社会教育施設に対する基本的な考えについて」質疑があり、執行部から「公民館は、地域住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としている。各地域の公民館は社会教育の中核的な場であり、地域住民の

教育や交流の場、地域づくりの場として重要と捉えている」との答弁がありました。

次に、図書館費の「図書館充実事業」に関して、委員から「読書バリアフリーの取組に対する評価について」質疑があり、執行部から「視覚障害者や高齢者など、誰もが読書を楽しめる読書環境を整備するため、様々な読書バリアフリー資料の購入を行った。図書サービスの充実に一定の成果があったものと評価しており、読書環境が一步前に進んだものと認識している」との答弁がありました。

その他の費目については、特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で、予算決算常任委員会文教厚生分科会の報告を終わります。

**吉津委員長** これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、文教厚生分科会報告に対する質疑を終わります。以上で、各分科会の報告は終わりました。討論を行います。ご意見はありますか。

**林委員** おはようございます。それでは、ただ今議題となっております 9 月定例会議案第 20 号「令和 4 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論を行います。一般会計歳入歳出決算における歳入総額は 233 億 159 万 5,992 円、歳出総額は 215 億 6,996 万 2,849 円となり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 15 億 4,098 万 7,259 円、この実質収支から前年度の実質収支 13 億 8,994 万 1,361 円を差し引いた単年度収支でも 1 億 5,104 万 5,898 円の黒字となり、これに財政調整基金の積立額を加味した実質単年度収支においても 8 億 4,094 万 5,920 円の黒字決算となっております。ご承知のように、議案の中で最も大切なものは予算であり、決算であります。決算はその審査を通じて、予算執行の結果を確認し、検証することにより、予算効果と行財政効果を客観的に判断するものであります。地方自治法の第 11 条の 2 には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とうたわれております。私は、こうした見地に立ち、令和 4 年度一般会計歳入歳出決算に反映された事務事業について、その必要性、妥当性、達成度、費用対効果などを検証してまいりました。市長にとって 3 度目の予算編成となった令和 4 年度当初予算は、「困難を乗り越え、活力ある未来を切り拓く」と位置付け、その後 10 度にわたる補正を行い、予算執行した結果、令和 4 年度の決算額が確定しております。一般会計決算において、財政構造の弾力性を判断する指標の経常収支比率は、94.2%となっており、前年度に比して 3.8 ポイント上昇しており、また、公債費に充当された一般財源総額に対する公債費負担比率は、15.5%となり、これも 0.8 ポイント上昇しております。確かに市債の現在高においては前年度に比して減少するなど一部の財政指標では改善しているものもありますが、財

政構造は依然として硬直した状態が続いており、これも評価できない点の 1 つとなっております。本市は人口規模に比べて広範な中山間地域を有しているため、地域特有の問題も多く、少子高齢化や若者の都市部への流出による社会・経済活動の縮小に伴う市税の減収に加え、生活基盤の維持や福祉対策、公共施設の老朽化や空き家対策等、構造的な課題が財政運営に否定的な影響を及ぼしております。また、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、国内外の情勢変化を契機とする原材料やエネルギー価格の高騰、円安の進行が拍車をかけるなど、市民生活や地域経済は大きな打撃を受けております。こうした様々な課題が山積する中にあっても、「住みたい、住み続けたい、魅力的なまち」の実現に向け、3つの重点施策に沿って「市民のいのちと生活」を第一に、国の交付金等を積極的に活用し、落ち込んだ地域経済の回復と物価高騰への必要な対策が行われております。具体的には、生活優待券の発行をはじめ、水道料金の改定に伴う値上げ分や学校給食の価格高騰分への財政支援など、市民生活における直接的な負担軽減が図られるとともに、事業者に対しては、物価高騰に対応した事業負担の軽減の他、観光需要の喚起を行うなど、福祉、環境衛生、防災・消防、教育、生活基盤の整備はもとより、農林漁業、商工業、観光振興など、本市の産業基盤の強化に取り組まれております。さらに、あらゆる産業分野を対象とした積極的な企業誘致活動によって、4社50名の企業進出及び雇用が実現し、また、令和3年度決算を通じた議会からの要望事項についても、限られた財源の中にあっても令和4年度予算に反映された事務事業も多くあり、これらの点は大いに評価するとともに、市長以下、関係部署のご努力に対して、心から敬意を表すものであります。市長の政治姿勢や行財政運営の姿勢を写す鏡である令和4年度当初予算案は、議会の修正により「児童措置費」に計上された「ハローベイビー応援給付金」2,000万円は削除されておりますが、修正削除された原案については、前市政からの懸案事項の後始末を押し付けられた内容となっております。いくつか事例を挙げれば、三隅地区工場用地整備事業については、用地取得の見通しが甘かったため、当初の事業費より約5億7,000万円も増加し、総事業費は約11億2,000万円が見込まれており、事業費が大きく膨れあがっております。また、公民連携とは名ばかりの長門湯本温泉観光まちづくり推進事業については、エリアマネジメント組織への補助金がありますが、エリアマネジメント会社は「リスクを背負って、覚悟を決めた民間事業体」というふれこみとは裏腹に、その実態は補助金に依存した行政主導の民間事業体となっております。この他、平成27年8月に市有林の一部が許可なく伐採されていることが判明し、市は昨年7月14日付で市有林の無断伐採に係る損害賠償請求を行っておりますが、市有林の保全・管理が不十分であり、市民共有の財産の侵害は許されないのであります。さらに、油谷地区小さな拠点づくり推進事業では、市は、浸水想定区域に

現油谷支所が含まれていたことから、支所を市街地から 700 メートル離れた高台に集約することで、保健福祉センターやラポールゆやとともに、支所を災害時の活動拠点とし、安全・安心なまちづくりを推進する方針を示し、住民説明会では「移転ありき」の姿勢を貫いておりましたが、昨年 10 月、地区住民の批判と反発により、その方針は撤回されております。油谷地区小さな拠点づくり推進事業をめぐっては、いたずらに住民の間に対立と分断をもたらしたことは大いに反省しなければなりません。私は市長就任後に行われた令和元年 12 月定例会の一般質問において次のように述べております。会議録のまま該当部分を読み上げたいと思います。「市政運営に当たっては、市長と市民との、またあらゆる団体との対話を通じることがもちろんですけれども、職員とのパイプを太くして政策課題を共有することが大事だと思っております。それによって、市長の政治姿勢や政策を職員に徹底できるだけではなくて、山積する課題解決の糸口も出てくると思います。そして、何よりも市長と職員との相互の信頼関係も構築できると考えております」と述べております。さらに昨年の「令和 3 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論の中でも、「市長就任から間もなく 4 年目を迎えますが、今後の市政運営にあたっては、市長と市民との、またあらゆる団体との対話を通じることがもちろん、職員との信頼関係を強くして政策課題を共有することであります。そのたゆまぬ努力を重ねてこそ、市長の政治姿勢や政策を職員に徹底でき、市民とともに、山積する課題解決の糸口も見えてくるものと考えております」と述べております。ところが、本年 8 月に退職された市の元幹部職員の方が、今日まで「市の事業計画が思いつき、場当たりの声が職員の中にある」として、「ビジョンを持たない市政、思いつきの市政から、思いつきと実行力のある市政に変えよう」と、公然と批判を展開されております。このことは、私がこれまで指摘していた職員との信頼関係が構築されていないことの表れであり、最悪の形で露呈したといっても過言ではありません。今後、江原市政の継続の是非は市民の厳粛な判断に委ねられますが、仮に続投の審判を受けた場合は、本当の意味で職員との信頼関係を強固なものにして政策課題を共有していただきたいと思っております。現在、市政を取り巻く環境は人口減少、少子高齢化、地域産業の低迷など、難問が山積しておりますが、こうした市政のあらゆる問題については絶えず市民の目線で考えなければなりません。そして、何よりも公正で民主的な政治姿勢を基本とした市政運営を行うとともに、市民にとってもっと住みよく、魅力あるまちとするための市政運営を強く求めて、議案第 20 号に対する意見といたします。

**吉津委員長** ほかにご意見はありませんか。

**田村委員** それでは、私は 9 月定例会議案第 20 号「令和 4 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場で討論を行います。令和 4 年度は、

「第 2 次長門市総合計画」の後期基本計画の初年度として「さんぎょう・こよう」、「いじゅう・ていじゅう」、「ひとづくり」の 3 つの基本施策に加え、新たに「しゅっさん・こそだて」を加えた 4 つの基本施策を軸に「フォア・ザ・ながと」で「困難を乗り越え活力ある未来を切り拓く」予算と位置づけて「市民のいのちと生活を守る」取組を進めてこられました。新型コロナウイルス感染症に対応した取組として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を余すことなく活用し、第 1 次産業従事者の経費高騰分や市民生活の下支えを行われ、コロナ禍による収入悪化に対して幅広い支援を行ってこられました。また、物産観光センターを改装し、市民活動の中核的支援拠点となる「市民活動支援センター」を開設し、人づくりや地域活性化に取り組んでいかれるところです。さて、この市民活動支援センターの情報発信については、大変時代に合った優れた感性をお持ちであり、さすが人づくりの拠点施設、このような若さとセンスを備えた人材を発掘・採用されたことに敬意を表すと共に、これらの人材はおよそ 10 年前に、当時無名だった元乃隅神社の知名度向上につながる情報発信に貢献された職員の後継者として、その感性を認め、今後も積極的な情報発信業務に当たられるよう期待すると共に、管理職のみなさまにもしっかりとサポートしていただけるように望みます。人づくりと地域活性化の拠点施設に期待しております。次に「交通弱者対策」では、デマンド交通の運行エリアを市内全域に拡大され、公共交通における空白地帯の解消に取り組まれました。この事業は市長の当時の選挙公約を代表する事業であり、市民の声を聴くと共に既存の公共交通機関との共存を図りながら現在も実施されております。しかしながら、理想と現実には開きがあるようで、利用方法や運行エリアについて市民の要望は我々の耳にも届いております。利便性向上に向けてまだまだ進化の途上にあるだろうとお察しいたしますが、それでも市長の事業立ち上げ当時の熱量は薄れてきているように見受けられます。更なる利便性向上と運行の効率化を求めます。さて、市長の 4 つの基本施策の 4 番目である「子どもを産み育てやすい社会の実現」については、十分に取り組んでおられると感じております。幼児教育・保育の無償化や子ども医療費助成制度などに加え「子ども家庭総合支援拠点事業」や「つながりの場づくり支援事業」といった新規事業は、これまであと一歩行き届かなかった世帯にも支援の手が届く事業として活用されました。また「放課後児童クラブ昼食提供体制構築事業」では、利用率こそ 15.9%と低かったものの、給食のない夏休み期間の子どもの食事は、働く世帯にとっての課題であることに変わりはなく、良いチャレンジであったと評価しております。この結果に立ち止まることなく、実験を受けて更なる発展を望みます。また、給食費の賄材料費高騰分の補助による保護者負担の軽減、更には給食費の据え置きかつ質・量ともに充実した給食の提供は、本市が自慢できる取組であり、子育て世帯を支援する

本市のエールが保護者にしっかりと届いていると感じております。更に、子どもを犯罪から守るための情報伝達手段として運用を開始された「長門市子ども安全メール」では、地域への「ながら見守り」の呼びかけにより一致団結して地域全体で子どもを守る機運の醸成を行われたところであります。一方で、観光分野においては、長門湯本温泉観光まちづくり推進事業における目標である人気温泉地ランキングの伸び悩みはあるものの、懸案であった有料駐車場内のトイレ設置も完了したことから、地域住民及び関係者とのコミュニケーション強化と露出度向上により目標達成に向けて今後も取り組まれることを望みます。また、「種苗中間育成推進事業」においては、受け入れたメガイアワビの歩留まりが9.2%と非常に低く事業継続が懸念されたものの、審査の中で不可抗力であった原因がほぼ特定され、対策も講じられていることから、引き続きこの事業の目的である資源管理型漁業の取組を強化し、漁家経営の安定化を図られることを望みます。以上の審査を経て、「フォア・ザ・ながと」「困難を乗り越え活力ある未来を切り拓く」予算であったかはさておき、事業についてはおおむね妥当であると思われることから、本決算の認定に賛成をいたします。以上で私の討論を終わります。

**吉津委員長** ほかに、ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。9月定例会議案第20号について、認定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、9月定例会議案第20号は、認定すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。ここで、説明員退席のため、暫時休憩いたします。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:04 —

（執行部退席）

— 再開 10:05 —

**吉津委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。お手元に配付のとおり、「決算案件に係る要望的意見（案）」が総務産業分科会から10件、文教厚生分科会から13件提出されております。予算決算常任委員会の要望的意見とするため、この取り扱いについて協議を行います。この際、予算決算委員会を休憩し協議会を開会します。

— 休憩 10:05 —

（予算決算委員会 協議会）

— 再開 10:08 —

**吉津委員長** それでは、協議会を閉会し予算決算常任委員会を再開いたします。各分科会から提出されました「決算案件に係る要望的意見」の取り扱いについては、総務産業分科会からは10件、文教厚生分科会から13件を予算決算委員会からの意見とすることに決定しました。お諮りいたします。ただ今決定しました「決算案件に係る要望的意見」については、字句その他の整理を要すものについては、その整理を委員長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、字句その他の整理は、委員長に委任することに決定しました。これで予算決算常任委員会を閉会いたします。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10:09 —